

群馬大学大学院パブリックヘルス学環（博士前期課程）授業科目の学部学生による先行履修に関する内規

令和8.4.1 制 定

（趣旨）

第1条 この内規は、群馬大学学則第41条の2第2項及び群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程に基づき、学部学生が大学院パブリックヘルス学環（博士前期課程）の授業科目を履修すること（以下「先行履修」という。）に関し必要な事項を定める。

（履修資格）

第2条 先行履修ができる者は、次の各号に定める事項をすべて満たす者とする。

- (1) 本学の学部3年次以上の学生であること。
- (2) チューターからの推薦があること。
- (3) 大学院パブリックヘルス学環への進学意思があること。

（授業科目）

第3条 先行履修をすることができる授業科目は、群馬大学大学院パブリックヘルス学環規程別表第1に定める授業科目のうち、大学院共通科目、連携開放科目（研究倫理及び統計・情報処理演習Aを除く）、教育専門コア科目とする。

（履修の申請）

第4条 先行履修を希望する者は、履修を希望する授業科目の科目責任者の許可を得た上で、所定の日までに履修しようとする授業科目を所定の履修願によりパブリックヘルス学環長（以下「学環長」という。）に申請しなければならない。

- 2 この申請による履修の上限は、本学の他の研究科等の先行履修の申請と合わせて、10単位とする。
- 3 申請に当たっては、学修並びに国家試験及び大学院入試対策のための学習に支障がない範囲内で申請しなければならない。

（履修の許可）

第5条 前条の申請があったときは、パブリックヘルス学環運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、学環長が履修を許可するものとする。

（履修の時期）

第6条 先行履修は、学部3年次後期から開始することができる。

（修得した単位の取扱い）

第7条 先行履修により修得した単位は、先行履修した学生が大学院パブリックヘルス学環に入学した場合に限り、本人からの申出により10単位を限度として修了要件単位に含めることができる。

- 2 前項の修了要件単位には、「群馬大学医学部保健学科学生の大学院授業科目の履修に関する内規」により修得した単位のうち、パブリックヘルス学環と関連のある科目を先行履修して取得した単位も含むものとする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、運営委員会の議を経て、学環長が行う。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。